

津市青少年センター相談員の取扱いに関する細則

平成18年1月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、津市青少年センター相談員の取扱いに関する要綱（平成18年津市教育委員会訓第11号）第10条の規定に基づき、津市青少年センター相談員（以下「相談員」という。）に係る勤務条件等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の支給日)

第2条 相談員に対する報酬の支給日は、毎月21日又は離職する日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は当該休日でない日を支給日とする。

(勤務時間)

第3条 教育長は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後7時から午後9時までを単位をして相談員の勤務時間を指定するものとする。

附 則

この細則は、平成18年1月1日から施行する。